

システム利用規約

ご契約者（以下「契約者」といいます）と株式会社いい生活（以下「当社」といいます）は、当社が契約者にクラウドサービスを提供するにあたり、いい生活サービス利用契約申込書」（以下「本申込書」といいます）に記載された内容の契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

この「システム利用規約」（以下「本規約」といいます）では、当社が契約者に対し、各種サービスを提供するにあたり適用される一般条項を定めます。契約者は、本規約のほか、利用を申込みサービスによっては当該サービスごとに本規約とは別に定められている特別（以下総称して「サービス別特別」といいます）を順守することに、あらかじめ同意します。

本規約・サービス別特別は、当社のお手続きサイト」上に設ける以下に記載する専用ページ内において公開されています。（専用ページ） <https://customer.e-bukken-1.com/kiyaku/>

契約者は、サービス利用申込以降、本申込書記載の内容にかかわらず、専用ページ内に公開される最新の 本規約・サービス別特別の規定内容が適用されることにあらかじめ同意します。

当社が本規約・サービス別特別の変更を行う場合は、変更後の内容および適用開始時期等の情報を、上記専用ページ内において公開します。契約者が適用開始時期を経過した後も対象サービスの一部または全部の利用を継続した場合には、当社は契約者が変更後の規約を同意したものとみなします。

第1章 サービスの内容

第1条（定義）
本規約およびサービス別特別において使用する語句の意味は、それぞれ次表のとおりです。

語句	意味
契約者	本規約を承諾の上、当社が指定する手続きに従い当社が提供するサービスの申込みをし、当社が申込みを承諾したお客様（ご契約者）をいいます。
利用者	契約者により、対象サービスを利用できる者として利用者権限を割当てられた契約者の役職員をいいます。
受理 <p>受理メール</p>	契約者からの申込みを当社が承諾することを、単なる情報の受領（受付）とは区別して「受理」といい、当該申込みを受理する旨当社が表明したメールを「受理メール」といいます。
対象サービス	契約者の申込みに対して当社が承諾し、契約者にインターネット回線を通じて提供する、次条に定めるサービス全般をいいます。対象サービスは、「基本サービス」「オプションサービス」に分かれます。
対象ソフトウェア	当社が対象サービスを契約者に提供する上で稼働させる、次条に定めるコンピュータ・プログラム全般をいいます。特に定めのない限り、これには第三者が開発したソフトウェアも含むものとします。
基本サービス	対象サービスのうち、サービスを利用する上で申込が必須となるサービスをいいます。
オプションサービス	対象サービスのうち、「基本サービス」以外のサービスとして当社が指定したものをいいます。契約者がオプションサービスを利用する場合、必ず「基本サービス」の利用申込を要するものとします。
プラン	「基本サービス」および「オプションサービス」内における、登録可能物件数または契約者が対象サービスを利用して運営するウェブサイト内のページビュー（PV）その他の条件に応じて当社が定めたサービス内容をいいます。
プラン変更	契約者による、現在利用中のプランから同一サービス内の別のプランへの変更をいいます。
アップデート	当社が対象ソフトウェアに対する改良または不具合の改善等を実施した上で、契約者および利用者に対して提供することをいいます。契約者および利用者は、当社が指定する方法・条件に基づきインターネット回線を使用してソフトウェアのダウンロード等の作業を行い、アップデートを実施します。
サービス期間	対象サービスの提供期間をいいます。
最低利用期間	「基本サービス」「オプションサービス」において定められた利用期間をいい、第4条（契約期間）第2項および第17条（契約者による解約）第2項の定めによるものとします。
課金開始日	契約者が支払うべき本申込書記載の料金（以下「サービス料金」といいます）が発生する日をいいます。課金開始日の決定は、第14条（サービス料金の支払い）第1項の定めによります。
初期設定料金 <p>月額利用料</p> <p>超過料金</p>	対象サービスに係る契約が成立した後（本申込書記載の内容を当社が受理した後）、サービス提供の設定において発生する料金を「初期設定料金」といい、設定完了後毎月においてサービス利用の対価として発生する料金を「月額利用料」といいます。また、超過PV数に応じて発生する料金等、契約によって制限された内容を越えて提供されたサービスの対価として発生する料金を「超過料金」といいます。
ページビュー（PV）	契約者が対象サービスを利用して運営するウェブサイトまたは同サイト内の特定ページへのアクセス数をいいます。
契約PV数（上限PV数）	契約者が本申込書により、対象サービスの利用申込みにおいて当社に対してあらかじめ届出た、1ヶ月間（各月の1日から末日まで）におけるPV数をいいます。

語句	意味
超過PV数	対象サービスによってはあらかじめプランに応じて契約PV数（上限PV数）が定められていますが、1ヶ月間（各月の1日から末日まで）において実際に発生したPV数が契約PV数を上回った場合における超過分のPV数を「超過PV数」といいます。
お手続きサイト	当社サービス「ES いい物件 One」を利用する契約者および利用者が届出情報の登録・変更を含む諸手続きを行うために設けられた、当社指定のウェブサイト (https://customer.e-bukken-1.com/) をいいます。
サポートサイト	契約者および利用者が対象サービスのサポートを受けるために設けられたウェブサイトである、「ES いい物件 One」サポートサイト (https://secure.okbiz.okwave.jp/faq-e-seikatsu/) をいいます。
クライアントツール	対象サービスに含まれる機能のうち、契約者が保有する不動産物件情報および当該物件に係る取引情報その他の付随情報の登録、One ネットワークへの公開・非公開に係る設定を含め、次条に定める内容を実現するために当社が提供する機能および当該機能を実現するソフトウェアをいいます。
リモート接続ツール	対象サービスに含まれる機能のうち、契約者へのサポート提供を目的として遠隔地にある（契約者・利用者が使用する）PC（パーソナルコンピュータ）の画面をインターネット回線を利用して当社との間で共有・確認することができきる機能および当該機能を実現するソフトウェアをいいます。
データ入出力機能	対象サービスに含まれる機能のうち、「登録情報」の全部または一部を契約者または第三者のシステムへ送信（コンバート機能）し、または当該システムから取込む機能をいいます。
ファイル管理機能	対象サービスに含まれる機能のうち、各種電子ファイル（文書・写真・図面等）を契約者・利用者が保管・共有する機能をいいます。
One ネットワーク	不動産物件情報等につき、契約者間で連絡・取引等を行うことができるネットワークをいいます。（契約者または利用者において公開設定された「登録情報」が公開・共有されます）
パートナー	契約者または利用者が、他の契約者または利用者との間で One ネットワークにおいて諸連絡・不動産物件に係る取引を行える状態となっている場合における、相手方となる契約者または利用者をいいます。
管理者アカウント	契約者が対象サービスを利用するために、当社が契約者に対して発行するアカウント情報をいいます。
登録情報	対象サービス利用のため、本申込書のほかクライアントツール・お手続きサイト内において契約者および利用者が登録・送信する次の情報および対象サービスに関連して当社サーバ内に保存される情報全般をいいます。このうち、契約者または利用者において公開設定された情報については、「One ネットワーク」内で公開・共有されます。これらの「登録情報」および対象サービスに対する契約者のアクセスログを総称して「登録情報等」といいますが、この取扱いについては第23条（登録情報等の取扱い）の定めによるものとします。 <ul style="list-style-type: none">契約者・利用者に係る情報（担当者に係る個人情報等を含みます） 契約者が対象サービスに入力した不動産物件に係る情報（所在地・画像・コメント等を含みますが、これらに限りません） One ネットワークの「パートナー」となっている契約者・利用者が相互に伝達するメッセージ、および当該各機能の結果生じる不動産物件に係る取引に関する見積り・契約等に係る情報 <p>以上のほか、不動産物件に係る取引に含まれる不動産物件の所有者・賃貸者、不動産物件に関する照会・下見・資料請求を行った者を含む当事者および第三者に係る情報（これら当事者等が自身で送信した情報を含みます）</p>

第2条（対象サービスについて）
対象サービスおよび対象ソフトウェアは、次の①から⑥までの機能を有するものとし、その内容はサポートサイトに定めるとおりとします。
①契約者が保有する不動産物件情報、顧客情報等を管理し、データベースを構築する機能
②前①号の情報に係る取引情報の管理、分析、および物件管理業務を支援する機能
③One ネットワークによる第①号の情報の共有、および契約者・利用者間の連絡機能
④契約者がウェブサイトを構築するための機能
⑤データ入出力機能
⑥ファイル管理機能

第3条（推奨環境・指定条件の遵守）

1.対象サービスの利用のために当社が推奨するハードウェア・ソフトウェア・通信回線等の種類・規格等は、サポートサイトに定めるとおりとし、契約者は、自己の負担においてこれに適合するハードウェア等を調達するものとします。
2.前項に定める推奨環境に準拠しない状態で対象サービスを利用する場合、契約者は、一部または全部の機能が作動しない、またはファイルが正常に開かないといった不具合が生じる恐れがあること、およびこれらの不具合については当社が一切の責任を負わないことに、あらかじめ同意します。
3.前各項のほか、契約者は、当社がサポートサイトにおいて指定する利用条件と異なる態様での対象サービスの利用（当社指定外のプログラムの作動、当社指定外ツールによるお手続きサイトへのアクセス等）、または対象サービス維持のために必要な作業の不履行（アップデートの未実施等）により、対象サービスが作動しない等の不具合が生じる恐れがあること、およびこれらの不具合については当社が一切の責任を負わないことに、あらかじめ同意します。
4.本条各項のほか、特に契約者が「ES いい物件 One ウェブサイト」を利用する場合は、契約者および利用者は本規約に記載の条件に加えて、本規約末尾「別記」の定め（追加条件）が適用されることにあらかじめ同意します。

第4条（契約期間）

1.本契約は、当社が受理メールを第9条（申込手続き）第2項の定めに基づいて契約者に発信したことを条件に、申込日（契約者が電磁的処理を施した電磁的記録を所定の方法で提出した場合は当該提出日）に遡って発効し

ます。

2.本契約の最初の期間満了日（各サービスの最低利用期間）は、以下のとおりとします。
①基本サービス　　課金開始日から起算して1年が満了した月の末日
②オプションサービス　　課金開始日から起算して3ヶ月が満了した月の末日
この期間内に、契約者または当社から本契約の定めに従った解約の手続きがなされない限り、さらに同じ期間更新され、以後同様とします。ただし、本項に基づき更新等、最初の期間満了日後も引き続き契約者が対象サービスを利用する場合は、第17条（契約者による解約）第2項における所定期間および違約金の定めは適用されないものとします。
3.本契約の失効後といえども、本規約第14条（サービス料金の支払い）から第20条（機密情報の取扱い）まで、第23条（登録情報等の取扱い）、第25条（知的財産権）から第35条（合意管轄）まで、および本条の規定はなお有効とします。また本規約に定める機密情報については、対象となる機密情報受領後3年間（ただし個人情報情報については無期限とします）、機密保持義務が発生するものとします。

第5条（サポート）
対象サービスのサポート体制は、サポートサイト記載のとおりとします。

第6条（再委託）

1.当社は、対象サービスの全部または一部を自己の責任において第三者（以下「再委託者」といいます）に再委託することができるものとします。
2.前項の場合、当社は再委託者についても、本契約に基づき当社が通常負う義務と同一の義務を負わせるものとします。

第7条（優先順位）

本契約に含まれる各契約条件の優先順位は、次のとおりとします。

①特約（申込書内の所定欄）記載事項
②①以外の申込書記載事項
③サービス別特別
④本規約

第2章 諸手続き

第8条（管理者アカウントの取得）

1.契約者は、対象サービスの利用に先立ち、必要事項を登録の上、クライアントツールおよびお手続きサイトにおいて使用する管理者アカウントを取得します。
2.前項において、当社は、管理者アカウントの発行手続きが完了した場合に限り、その旨を契約者にメールで通知します。
3.当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社の判断により管理者アカウントを発行しないことがあります。
①契約者が不動産会社ではない場合
②管理者アカウントの取得手続きに際し、虚偽の情報を登録した場合
③契約者が過去に「システム利用規約・サービス別特別」またはその他の当社所定のサービス利用条件に違反したことを理由に契約を解除された場合
④その他当社が不適切と判断した場合
4.契約者および利用者は、お手続きサイトにおける申込・解約手続き、クライアントツールの利用をはじめとする対象サービス利用上のすべての手続き・連絡の効果が、契約者および利用者自身（契約主体としての法人）に対して及ぶことに、あらかじめ同意します。

第9条（申込手続き）

1.契約者は、対象サービスの利用を申込みにあたっては、当社所定の申込書に記載された事項を確認の上、捺印またはこれに代わる電磁的処理を施した電磁的記録を所定の方法で当社に提出するものとします。このとき、あわせて申込書に記載された当社指定の書類（履歴事項全部証明書等）を当社に提出するものとします。
2.申込みに対する承諾は、当社からの受理メールの発信により行ふものとします。
3.当社は契約者から本申込書および当社が指定した設定依頼書、コンテンツ等各種情報を受領した段階で、審査を行います。申込みを承諾しない場合、その理由については開示せず、また当社が受領した書類を返却しないものとします。

第10条（対象サービスのうち、あらかじめ第三者との契約を必要とする場合）

1.対象サービスのうちデータ入出力機能・特定の特約店および代理店向けサービスなど、契約者と第三者との間に契約が締結されていることを前提として当社より提供されるサービスについては、契約者はその第三者との間で別途必要となる契約を締結するものとします。
2.前項の定めに関わらず、契約者が第三者と必要となる契約を締結しなかった場合でも、契約者からの申込内容に応じて、当社がデータ入出力機能をはじめとする対象サービスの設定等を行った場合、契約者は第14条（サービス料金の支払い）の定めに基づき、当社に対して対価を支払うものとします。
3.契約者と第三者との間に締結された契約が終了した場合であっても、契約者はその契約が終了したこと自体をもって、ただちに対象サービスの解約を主張することができないものとします。

第11条（契約者の届出情報の変更）

申込時に当社に対して届出た契約者に関する情報につき変更があった場合、契約者は速やかに当社所定の方法にて届出るものとします。なお、「ES いい物件 One」を利用している契約者は、当社に届出た登録情報を変更する場合、お手続きサイトを通じて変更手続きを行うことができます。ただし、変更手続きにおいて契約者による当社所定の文書（所定の電磁的処理を施した電磁的記録を含み、本規約およびサービス別特別において以下同様とします）の提出または契約者の捺印を要する場合（当社がお手続きサイトにおいて指定）は、当社が当該文書等の内容を承諾した後に変更手続きが完了します。

第12条（アカウント・パスワードの取扱い）

1.対象サービスの利用に際し、当社が管理者アカウントおよびパスワードを発行する場合は、次の各号が適用されます。
①契約者は、自己の管理者アカウントおよびパスワードを他の契約者または第三者に譲渡したり使用させたりすることはできないものとします。
②契約者は、自己の管理者アカウントおよびパスワードの管理や使用について一切の責任を持つものとし、他の契約者もしくは利用者または第三者による管理者アカウントおよびパスワードの不正使用があった場合にも、当社は一切責任を負わないものとします。
2.前項とは別に、契約者および利用者は、対象サービスの利用上契約者自身が利用者に対して発行し、または停

止等を行うアカウントおよびパスワードについては厳重に管理を行うものとし、これらのアカウントおよびパスワードの不正使用または第三者への開示等については、理由の如何を問わず当社が一切責任を負わないことに、あらかじめ同意します。

第13条（サービス・プラン変更手続き）

1.サービス期間中に、契約者が対象サービスの内容の変更を希望する場合には、当社所定の書類を当社に提出するものとします。
2.プラン変更手続きについては、前項の定めを適用します。なお、契約者は、プラン変更にあたり当社所定の「変更手数料」を当社に対して支払うものとします。
3.データ入出力機能内「コンバート機能」を利用中の契約者が、不動産物件情報の広告掲載に伴うプラン変更において、特にプラン変更適用日（課金開始日）を指定する必要がある場合は、本申込書とともに、当社所定の届出書を当社に提出するものとします。この場合、当該届出内容を当社において受理することを条件に、第14条（サービス料金の支払い）第2項の定めにかかわらず、当該届出内容にて指定された日をプラン変更適用日（課金開始日）とします。

第3章 料金の支払い

第14条（サービス料金の支払い）

1.「課金開始日」は、原則として、当社が毎月15日までに契約者に対し受理メールを送信した場合はそのメールを送信した日の翌月1日とします。毎月16日以降に契約者に対して受理メールを送信した場合はそのメールを送信した日の翌々月1日を「課金開始日」とします。
2.契約者がプランの変更を申込み、当社が毎月20日までに受理メールを送信した場合は、そのメールを送信した日の翌月1日をプラン変更後の料金における「課金開始日」とします。受理メールを当社が毎月21日以降に送信した場合は、そのメールを送信した日の翌々月1日を、プラン変更後の料金における「課金開始日」とします。
3.契約者は、サービス料金を当社に支払うものとし、サービス料金の支払期日は次のとおりとします。なお、対象サービスを初めて利用する場合、契約者はその対象サービスの初期設定料金および月額利用料（課金開始日の属する月およびその翌月分の料金）を一括して支払うものとします。
①初期設定料金　　当社の指定する日
②月額利用料　　サービスを利用する月の前月末日
③超過料金　　サービスを利用した月の翌々月末日
4.契約者が対象サービスの利用可能な範囲の定めを超過して利用した場合、または契約者が利用する都度料金が発生するサービスを利用した場合、契約者は当社に対し超過利用分の対価を支払う義務が発生します。超過料金の算定方法は本規約末尾「別表」のとおりとし、支払期日は前項③号の定めが適用されます。なお、契約者は、当社が「別表」に定めるPVの計測方法、ならびに契約PV数（上限PV数）および超過PV数に係る単価等、PVに関する諸条件を本条第6項および第29条（サービスの変更）の定めにより変更・改定・削除する場合があることにあらかじめ同意します。当社は当該条件の一部または全部を変更・改定・削除した場合は、契約者にあらかじめ通知を行うものとします。
5.当社は、サービス料金を受領した後は、第18条（当社による解約）第2項に基づき解約の場合を除き請求金額を契約者に返還しないものとします。また、本条第2項に基づきプラン変更を実施した場合においても、プラン変更後のサービス内容に基づく請求は、同項において定められた課金開始日の属する月以降に発行される請求書において行われるものとし、課金開始日の前日までの期間における料金の日割り精算および受済済み料金の契約者への返金は行わないことに、契約者はあらかじめ同意します。
6.当社がサービス料金を改定する場合、当社は変更後の料金につき、契約者にあらかじめ通知するものとします。契約者が変更後の料金の適用時期を経過した後も、対象サービスの一部または全部の利用を継続した場合には、当社は契約者が変更後の料金につき同意したものとみなします。
7.契約者は、サービス料金の支払方法に応じて、次の各事項に従うものとします。
①当社指定の銀行口座への振込により支払う場合
振込手数料は契約者が負担するものとします。
②自らの保有する（または新規開設した）銀行口座からの自動引落により支払う場合
契約者は、自動引落口座登録のための所定の届出書を当社に提出するほか、口座登録が完了するまでの期間は当社からの請求書に従い当社指定の銀行口座への振込によりサービス料金を支払うものとし、この場合①号の定めに従います。
8.契約者がサービス料金の支払いを遅延した場合には、当社に対し年率14.5%、年365日の日割計算による遅延損害金を支払うものとします。

第15条（「お預かり保証金」の取扱い）

1.契約者は、「お預かり保証金」（以下「預り金」といいます）を当社に支払うことが利用開始の条件となっているサービスにおいては、基本サービス利用に先立ち当社の指定する日までに預り金を一括して当社に支払うものとします。当社は預り金の入金を確認した後、預り金を受領した旨のメールを、本申込書に記載された契約者のメールアドレス宛に送信します。
2.前項の預り金については、次の各号の定めが適用されます。
①当社の指定する日までに契約者による預り金の支払いが行われなかった場合（入金が確認できない場合を含みます）、当社は契約者に対して対象サービスの全部または一部を提供する義務を負わないものとします。また、入金が遅れたことにより契約者が被る一切の不利益について、当社は責任を負わないものとします。
②利用サービスの追加等により、契約者が当社に対して差入れるべき預り金が増額した場合、契約者は当社の指定する日までに、これまでに当社に支払った額を控除した差額分を支払うものとします。なお、預り金が減額となる場合、当社は本契約が終了するまでの期間中、契約者に対して返金を行う義務を負わないものとします。
③契約者は預り金の返金を請求する場合、当社所定の手続きを要するものとします。ただし、当社は、契約者によるサービス料金の支払いが滞っている場合、または契約者が第30条（期限の利益の喪失）の各号に定める事由に該当した場合、契約者への返金より優先して預り金を契約者が支払うべきサービス料金の全部または一部に充当することができます。なお、本号において充当の対象となるサービス料金とは、サービスの種類にかかわらず、当社が契約者に対して提供するサービス全般の対価をいいます。
④契約者の返金請求内容に不備があり、かつ契約者との間に連絡がとれず、当該不備の修正ができなかった場合、または契約者が所在不明になる等返金先の所在が確認できない場合は、本契約解約日の翌日から起算して2年が満了した日の翌日以降、当社は契約者に対して当該預り金を返金する義務を負わないものとします。

第16条（月額利用料の前払い）
契約者が、当社が別途指定するサービスの利用を申込み、当該サービス料金（1年分）をあらかじめ支払う

場合、本規約第14条（サービス料金の支払い）各項のほか、本条各号の定めが適用されます。ただし、「Yahoo!不動産」賃貸住宅情報掲載サービス、当社が指定対象外とした対象サービス、および第三者が運営するサービスには、本条の定めは適用されないとします。

①当社は、契約者が本申込書に記載のサービスに係る初期設定料金および月額利用料（申込書提出時点における定価をい、以下同じ）を1年分（当該サービスの課金開始日から起算して1年間をい、以下「サービス提供期間」といいます）を、当社が指定する期日までに一括で支払う場合に限り、月額利用料について特別料金（1年間のサービス提供期間に対して月額利用料11ヶ月分）で本申込書に記載のサービスを提供します。すなわち、初期設定料金および月額利用料のいずれか（または両方）が定価と異なる価格である場合、本号の特別料金は適用されません。

なお、本号以下「サービス」には「基本サービス」および「オプションサービス」の双方が含まれるものとし、本規約第4条（契約期間）第2項に定める各サービスの最低利用期間は、本条においては適用されないものとします。

②前1号のサービス提供期間中に、契約者は申込済みサービスの解約、または申込済みプランを減少させる形の変更手続きを行ってはならないものとします。

サービス・プランの追加申込や変更（ただし申込済みプランを増加させる形での変更に限ります）を行うことはできますが、このとき契約者は、追加したサービスに係る初期設定料金、プラン変更に係る事務手数料、および当該サービスの課金開始日から前1号のサービス提供期間満了日までの期間に相当する月額利用料（プラン種類の場合は、変更前・変更後の差額）を、当社が交付する請求書の定めに従い、当社に対して一括にて支払います。

③第①号および第2号において、当社は契約者より支払われたサービス料金を、本規約第18条（当社による解約）第2項に基づく解約の場合を除き、契約者に返還しないものとします。

④契約者がサービス提供期間満了後、引き続き当該サービスの利用の継続を希望する場合、当該期間満了時における定価のサービス料金1年分（サービス提供期間満了日の翌日から起算して1年間に係る利用料金）を、サービス提供期間満了日の前月末日まで支払うものとします。以後同様とします。

⑤契約者がサービス提供期間満了後、次に掲げる申込みを行う場合、契約者はサービス提供期間満了日の前々々月（3ヶ月前の月）の1ヶ月間（以下「届出期間」といいます）に当社所定の申込書にて届出を行います。ただし、当該申込内容が届出期間内に当社において受理されることを条件とします。

ア) 本申込書に記載のプラン・サービスの変更（ただし申込済みプランを減少させる形での変更に限ります）を行う場合

イ) 本申込書に記載のサービスの全部または一部を解約する場合

ウ) 第①号に定める支払い方法を変更する場合（この場合、サービス提供期間満了日の翌日以降は、第①号に定める特別料金は適用されないものとします）

⑥契約者のサービス利用に伴い「超過料金」が発生した場合、契約者は本条に定める料金の支払いとは別に、当該超過料金を本規約第14条（サービス料金の支払い）第3項第③号に定める期日までに当社に支払うものとします。

第4章 解約

第17条（契約者による解約）

1. 契約者が解約を希望する場合には、本申込書（ただしすべてのサービスを解約する場合には、「いい生活システム利用全解約申請書」を用い、以下総称して「解約申込書」といいます）を当社に提出するものとします。解約申込書を当社が契約者から毎月20日までに受領し、かつ受理メールを当社が送信した場合、本契約は翌月末日をもって解約となります。

2. 当社が契約者から解約申込書を毎月21日以降に受領し、かつ受理メールを当社が送信した場合、本契約は翌々月末日をもって解約となります。

2. 契約者は、対象サービスを次の最低利用期間中は利用するものとし、この期間内に前項に定める解約申込書を提出した場合は、当社に対し各所定期間の料金から既払い分の料金を控除した金額を違約金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

- 基本サービス

課金開始日から起算して1年が満了した月の末日
- オプションサービス

課金開始日から起算して3ヶ月が満了した月の末日

第18条（当社による解約）

1. 当社は、契約者が第32条（期限の利益の喪失）の各号に定める事由に該当した場合、当社は事前の通知をすることなく、契約者に対する対象サービスの提供を停止し、または本契約を解約することができるものとします。なおこの場合契約者に対する当社の債権は消滅せず、また当社による損害賠償の請求を妨げないものとします。

2. 当社は、事由の如何を問わず、あらかじめ契約者に通知することにより、本契約を解約し、対象サービスの提供を終了させることができるものとします。ただし、この場合には、すでに受領した料金のうち本契約が解約された日以降の分に關しては、月を30日とした日割計算により返還するものとします。

3. 当社が本条に基づき対象サービスに係る契約を解約した場合、契約者のお手続きサイトへのログインも行えなくなります。この場合、契約者が被る不利益について、当社は一切責任を負わないものとします。

第19条（その他の解約事由）

1. 契約者は、本申込書提出に先立って、契約者および利用者その他の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動組織まうゴロ、特殊知能暴力集団等、またはその他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明するとともに、本契約締結後に該当していることが判明した場合、または該当することになった場合、当社は事前に契約者に対して催告をすることなく本契約を解除することができるものとします。

2. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は契約者を反社会的勢力と推定します。

- 契約者または契約者の役員が逮捕、勾留、または起訴され、かつ逮捕状、勾留状または起訴状に契約者が反社会的勢力である旨の記載がある場合
- 日刊新聞紙またはテレビにおいて、契約者または契約者の役員が反社会的勢力である旨の報道がなされた場合

3. 前項に掲げる場合、当社は契約者に対して、相当な期間を定めて契約者が反社会的勢力に該当しないことを証する資料の提出を請求することができるものとします。

契約者が当該期間内に資料を提出しない場合、当社は契約者を反社会的勢力とみなすことができるものとします。

第5章 情報の取扱い・知的財産権等

第20条（機密情報の取扱い）

1. 「機密情報」とは、技術上または営業上その他一切の情報をい、次条に定める「個人情報」も含まれるものとします。ただし、第三者への開示または共有を前提とする情報については、特に定めがある場合を除き、本

条各項の定めは適用されないとします。

2. 契約者および当社は、事前に相手方の書面（または所定の電磁的処理を施した電磁的記録）による同意を得た場合を除き、対象サービスに関して相手方から開示された機密情報を、サービス期間終了後3年間（個人情報については無期限）、第三者への開示、複製および対象サービスの目的外利用をしてはならないものとします。ただし、次の各号に該当するものはこの限りではないものとします。（なお、次条に定める「個人情報」については適用されません。）

- 相手方から開示を受ける以前に既に保有し、または独自に知得したものと
- 相手方から開示を受ける以前に公知であったか、または開示された後に公知となったものと
- 正当な権限を有する第三者から契約者が機密保持の義務を負わずに知得したものと

3. 当社は、法令の規定、裁判所その他の公的機関の命令による開示、弁護士その他法令上守秘義務を負う者への開示等、止むを得ない場合は事前の通告なく開示する場合があります。

4. 契約者および当社は、機密情報に接する機会のある自己の従業員および第6条に定める再受託者に対し、本条の内容を遵守させるものとします。

第21条（個人情報の取扱い）

1. 契約者および当社は、対象サービスを通じて入手した個人情報（特段の定めがない限り、「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定義される内容をいいます）の取扱いについては、関連法令を遵守し、その安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとします。

2. 契約者は、契約者・利用者が当社に提供するすべての個人情報について、当社が次の各号に定める目的のために利用することにあらかじめ同意します。

- サービスの案内、提案のため
- 対象サービスの提供のため（対象サービスの変更・中止・廃止に係る通知等）
- 対象サービスの保守・サポート提供のため
- 対象サービス開発のためのアンケート調査、および調査結果の集計・分析のため
- 当社または当社の提携先等第三者の商品・サービス等に係る広告・宣伝等の配信のため
- ⑥（個人を特定しない形式による）統計資料・市場分析資料の作成・公開のため

3. 前項において、契約者は、契約者および利用者が任意に登録できる登録情報のうち、特に第三者（契約者が提供するサービスを利用する個人等）の個人情報について、あらかじめ当該第三者に対して前項各号に掲げる利用目的の明示および承諾を得ておくものと、これらの情報が対象サービス利用上開示されることよって生じる一切の不利益について、当社は責任を負わないものとします。

4. 契約者は、対象サービスを利用するにあたり自己が保管する個人情報の管理状況が適切であることを当社に対し保証するとともに、当社に対して個人情報の送信先として指定したメールアドレス・URL等に誤りがないことを保証するものとします。また、契約者が当社に対して個人情報の送信先として指定したメールアドレス・URL等に誤りがあった結果として契約者に何らかの損害が生じた場合、当社は責任を負わず、契約者は自らの費用と責任でこれに対処するものとします。

第22条（匿名加工情報の取扱い）

1. 当社は、対象サービスを通じて入手した個人情報（特段の定めがない限り、「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定義される内容をいいます）を加工して匿名加工情報（特段の定めがない限り、「個人情報の保護に関する法律」第2条第9項に定義される内容をいいます）を作成するときは、特定の個人を識別することおよびその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工します。

2. 当社は、前項に基づき匿名加工情報を作成した場合、当該匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」を、個人情報保護委員会規則で定めるところにより公表します。

第23条（登録情報等の取扱い）

1. 契約者は、第1条（定義）に定める登録情報および対象サービスに対する契約者のアクセスログ（以下「登録情報等」といいます）が、当社サーバ内に保存されることにあらかじめ同意します。また、契約者および利用者が必要とする場合、登録情報のデータバックアップについては契約者および利用者自身で行うものとします。

2. 当社は、登録情報等を善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理します。ただし、契約者は、登録情報等について当社が次の各号に定める目的のために利用することにあらかじめ同意します。

- サービスの案内、提案のため
- 対象サービスの提供のため（対象サービスの変更・中止・廃止に係る通知等）
- 対象サービスの保守・サポート提供のため
- 対象サービス開発のためのアンケート調査、および調査結果の集計・分析のため
- ⑤（個人を特定しない形式による）統計資料・市場分析資料の作成・公開のため
- 当社または当社の提携先等第三者の商品・サービス等に係る広告・宣伝等の配信のため
- 契約者または第三者への情報の開示、提供または共有を前提とするサービスを当社が開発、提供するため
- その他、契約者の同意を得た上で登録情報等を利用する場合

3. 契約者は、対象サービスを利用するにあたって契約者が入力した登録情報か、One ネットワーク内の他の契約者・利用者にも共有・利用（編集加工・複製・公開）されることに、あらかじめ同意します。ただし、登録情報を「非公開」とする旨の設定を事前に契約者または利用者が行った場合は、この限りではありません。

4. 契約者は、第2項に基づく当社による登録情報等の利用について、権利上の瑕疵その他の問題が含まれていないことをあらかじめ保証します。なお、当社は、本項に反して当社による利用上問題が生じた場合、次条（当社による不動産物件情報等の修正・変更等）に定める措置を行うほか、第28条（免責）第1項第⑦号および第⑩号の定めにより、契約者および第三者が被る不利益に対して何ら責任を負わないものとします。

5. 当社は契約者のアクセスログの内容を契約者に開示する義務は負わず、契約者に当該内容を開示しないことによって契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

6. 当社は、サービス期間終了後、登録情報を契約者および利用者に対して引渡し義務を負わないものとします。また、当社は登録情報等について削除することができるものとし、当該削除により契約者および利用者がかかる不利益について、一切の責任を負わないものとします。

7. 当社は、サービス期間終了後、本条第2項各号に列挙された目的に限り、登録情報を利用することができるものとします。

第24条（当社による不動産物件情報等の修正・変更等）

当社は、次の各号の場合において、契約者の保有する不動産物件情報のうち、当社が現に受領している情報、または対象サービスの利用の結果、契約者によるOne ネットワークへの公開・共有、ウェブサイト等への掲載により一般に公開された情報の内容の修正・変更等を契約者に対して請求するか、または当社にて削除することができるものとします。

①当該不動産物件情報等が法令またはガイドライン等に違反したものであると当社が判断した場合

②当社が第三者から当該不動産物件情報等に関連してクレームを受け、または何らかの責任を負い、もしくは紛争に巻き込まれるおそれがあると判断した場合

③その他、当該不動産物件情報等に重大な問題があると当社が判断した場合

第25条（知的財産権）

1. 対象サービスの提供に係るシステム、対象ソフトウェア、関連資料等に関する知的財産権の一切については、当社に帰属します。当社は契約者が対象サービスを利用するために必要な範囲において、サービス期間中に限り著作権法に基づく利用を許諾できるものとします。

2. 当社が契約者に対し対象ソフトウェア等を貸与する場合、その対象ソフトウェアについての著作権は当社が有しており、契約者が対象サービスに関連して自己のために利用する場合に限定して利用の許諾を与えるものとし、契約者による、当該プログラムの複製および当該対象ソフトウェアの他の契約者または第三者への貸与・譲渡等は一切禁止するものとします。

また、契約者は、サービス期間が終了した場合または当社が請求する場合には、速やかに当該対象ソフトウェアおよび関連資料等を当社へ返却し、または当社の指示に従って廃棄することとします。

3. 登録情報、契約者および利用者が対象サービスの利用上作成・登録したデータ・コンテンツ類、ならびに対象サービスの利用に関連して当社サーバ内に保存された情報等の全額に係る知的財産権は、当該契約者または当該権利を有する第三者に属するものとします。

ただし、当社がこれらの情報を第23条（登録情報等の取扱い）に基づき利用する場合、契約者および利用者は当社による当該情報の利用を無償で許諾するものとし、当社に対して著作権者人格権その他の権利を行使しないものとします。

第6章 禁止事項・保証・免責等

第26条（禁止事項）

1. 契約者は、対象サービスの利用に関して、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- 対象サービスおよび対象サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- 当社の書面（または所定の電磁的処理を施した電磁的記録）による許可を得ず、第三者に対象サービスを利用させる行為
- 他の契約者に成りすまして対象サービスを利用する行為
- ウイルス等の有害なコンピュータ・プログラム等を送信または掲載する行為
- 対象サービスの利用または提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- 対象サービスおよび対象ソフトウェアに対する、修正、変更、改変、複製、逆アセンブル、リバースエンジニアリングを含む行為
- 当社もしくは第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれがある行為
- 当社もしくは第三者の財産、名誉およびプライバシー等を侵害する行為（差別または誹謗中傷、他者への不当な差別の助長等）
- 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
- ⑩本人の同意を得ることなくまたは詐欺的手段により第三者または当社の個人情報を収集する行為

⑪法令もしくは公序良俗に違反し当社もしくは第三者に不利益を与える行為

⑫その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクを貼る行為

⑬風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社または他の契約者もしくは利用者の信用を毀損し、業務を妨害する行為

⑭対象サービスに無関係もしくは関連性の希薄な語句を複数羅列し、または著しく長い文章もしくは大量の語句を投稿する行為

⑮一瞬に大量の電子メールを配信する等により当社、他の契約者もしくは利用者、または第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、その他当社、他の契約者もしくは利用者、または第三者の設備に過大な負担を生じさせる等、これらの運営に支障をきたす行為

⑯第3条（推奨環境・指定条件の遵守）および同条に基づきサポートサイトに定める当社指定条件に違反して対象サービスを利用する行為

⑰その他、当社が不適切と判断する行為

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判明した場合には、直ちに当社に通知するものとします。

第27条（サービスレベルに関する保証）

1. 当社は、商品・サービス名の冒頭に「ES」という表示のある全ての商品群（以下「ESサービス」といいます）全体に対して、各月における稼働率が99%以上であることを保証します。

なお、「稼働率」とは、サービス提供月（24時間・1ヶ月）全体のうち、次項に定める「サービスダウン期間」（分換算とし1分未満は捨てます）を除いた時間をその月において「サービスが稼働している時間」とみなし、そのサービス提供月に占める割合（％表示、小数点第1位未満は切り捨てとします）をいうものとします。

また、次項に定める「サービスダウン」が複数の月にわたる場合は、それぞれ月において当該月の稼働率を算定するものとします。

2. 前項において、「サービスダウン」とは、次の各号に定める条件すべてを満たす場合をいいます。また、「サービスダウン期間」とはサービス提供月における①号および②号が同時に発生している30分以上の時間の合計（分換算とし1分未満は切り捨てとします）をいいます。

- ES サービスが、当社の責によりまったく利用できない状態であること
- ES サービスの全ての契約者のうち、%以上が①号の状態に陥っていること（サービスダウン期間中にES サービス全体で利用されていた契約者数全体を基準に算定）
- ①号および②号が同時に発生している状態が30分以上続いていること（従って30分未満の断続的にES サービスが利用できない状態は除きます）

3. 第1項において当社が契約者に対して保証するサービスレベルを維持できなかった場合、契約者は第30条（サービスレベルを維持できなかった場合における補償）に定める条件および手続きに従って当社より補償を受けることができるものとします。

第28条（免責）

1. 当社は、特段の定めのない限り、以下に挙げる事項について一切保証しないものとし、これらの事項が原因となつて契約者に生じた損害について、利用料金の返還、損害の補償等を行わないものとします。

- サーバをはじめとするハードウェア、およびソフトウェアの保守・点検、補修に伴い、3営業日前までに契約者に通知した上で対象サービスの停止
- 停電や天災、疫病の蔓延、サーバをはじめとするハードウェアの故障（当社の管理下にあるサーバ類が当社の責により故障した場合を除きます）などの不可抗力により生じた対象サービスの停止
- サーバをはじめとするハードウェアの故障、通信回線障害等（当社の管理下にあるサーバ類が当社の責により故障した場合を除きます）により、データ転送過程でデータ内容に生じた損失、欠損、変形
- 契約者および利用者が対象サービスを利用することにより得る情報等の完全性、合目的性、正確性または永続性
- データ入出力機能における、当社以外が運営するシステムにおける情報の解釈、完全性、正確性
- インターネット回線サービスプロバイダまたはインターネット接続サービスプロバイダ（以下「ISP等」と

います）が契約者に対して提供するサービスが当社サービスと適合しないことにより契約者が被る損害等、またISP等およびその他の電気通信事業者の設備等の故障により当社サービスを適切に利用できない場合等（当該ISP等およびその他の電気通信事業者が保有するサーバ類の故障等による当該サーバ類に蓄積されたデータ等の滅失、損傷または外部への漏洩等を含みます）、当社の責によらない事由のため契約者が被る損害

⑦契約者および利用者が入力したデータが共有・利用されることにより他の契約者または当該データを閲覧した第三者（当社および契約者を除くユーザー等）が被る一切の不利益（当社は、契約者が入力したデータの正確性について確認する義務を負わないものとします）

⑧契約者が当社に提出した申込書等の文書の内容が正確であった場合（スペル間違い、大文字・小文字の区別の不明瞭等）、または申込内容が事実と異なる場合、第三者の商標等を侵害する場合等と起因して契約者が被る損害等（各種設定作業の遅延、申込内容と異なる作業および結果の発生、第三者との紛争等）（当社は、契約者が当社に提出した申込書等の文書の内容が当該侵害を惹起するか否かについて確認する義務を負わないものとします）

⑨契約者または利用者の責任によるデータの誤記消、未着信、第23条（登録情報の取扱い）第1項に定めるデータバックアップの不履行・管理上の不備（当社が提供したアップデートを実施しない等）によって生じた契約者および利用者の損害

⑩契約者または利用者が提供した画像データその他、第三者が知的財産権を有するデータ等を当社が使用する場合において、当該データ等の使用によって生じた紛争およびその結果

⑪契約者のウェブサイトが検索エンジンにおいて常時上位へ表示されること

⑫当社の判断により、対象サービスの提供を全面的に終了したことによって生じた契約者および利用者の損害

⑬当社が本規約第26条（禁止事項）に定める禁止事項への抵触等を理由として、契約者の登録情報の全部または一部を修正・削除したことによって生じた結果

⑭契約者が本規約第3条（推奨環境・指定条件の遵守）各項、第21条（個人情報の取扱い）第3項、第26条（禁止事項）各項に反した作為・不作為により生じた結果

⑮ファイル管理機能におけるデータ類の保管・バックアップの完全性

⑯対象サービスの機能の一部として当社が提供する各種契約書ひな形・帳票類の完全性

⑰対象サービスに係るシステムが、当社外の環境（データ入出力機能における、当社以外が運営するシステムの仕様変更、法令・条例等の改正および公的機関からの命令、遅延を含みますがこれに限定されません）に即時かつ常時対応していること

⑱登録情報の正確性

⑳One ネットワーク内で行われた「ハートナー」との取引その他のに関する諸連絡およびその結果（不動産物件情報に関する問合せ、苦情もしくはは官公庁等第三者からの指示・命令、または取引における契約者および閲覧者・第三者の紛争もしくはは官公庁等第三者からの指示・命令等を含みます）

2. 対象サービスには、次の各号にあずけるサービスは含まれないものとします。

- 対象サービスのカスタマイズ
- 契約者固有のデータの消失や破壊に対する対策および修復
- 他社ソフトウェア、PC（パーソナルコンピュータ）やネットワーク機器およびインターネット接続サービス等、当社が提供していないソフトウェアやハードウェア、サービスに起因する問題のサポート
- 当社が指定する動作環境以外における対象ソフトウェアのサポート
- 当社または第6条（再委託）に規定する「再受託者」以外の第三者が施した修正、修復、設定変更等に起因する障害のサポート
- 対象ソフトウェアを誤用または不適切な使用をしたことに起因する障害や、当社の判断において通常の使用では起こり得ないと思われる障害のサポート

3. 前項第①号の定めにかかわらず、契約者からの要望があり、当社が必要かつ妥当と判断した場合、当社は別途有償にて、対応することのできるものとします。この場合、当社・契約者間で別途契約を締結し、契約者は当社が提示する見積書に基づき対価を支払うものとします。

第29条（サービスの変更）

サービスの内容および仕様ならびに操作方法のうち、当社がその一部もしくは全部について改良・修正・統廃合等を行い、または法令の改廃、社会環境の変化その他の事由により事前の予告なく変更・改定・削除する場合があることに、契約者はあらかじめ同意します。ただし、当該改良・修正・統廃合等によって、変更前のサービスのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

第7章 補償・損害賠償・期限の利益の喪失

第30条（サービスレベルを維持できなかった場合における補償）

1. 第27条（サービスレベルに関する保証）第3項に定める当社が契約者に対して行う補償の内容は、サービスレベルを維持できなかった月における稼働率に応じて、次のとおりとします。ただし当該補償は、契約者が次項以下に定める手続きその他の条件に従う場合にのみ実施されるものとします。

- 稼働率が95.0％以上99.0％未満であった場合

当該月における契約者が既に支払ったESサービスの利用料金（第1条（定義）および第14条（サービス料金の支払い）第3項③号・第4項に定める「超過料金」は除き、以下同様とします）の%に相当する金額を、翌月以降のサービス利用料金に充当するものとします。
- 稼働率が95.0％未満であった場合

当該月における契約者が既に支払ったESサービスの利用料金の10%に相当する金額を、翌月以降のサービス利用料金に充当するものとします。
- 契約者が前項の補償を受けたいことを希望する場合、契約者は当該月（複数の月にわたってサービスレベルを維持できなかった場合はその最終月）の末日から30日以内に当社に対して所定の方法で通知する必要があります。この要件を満たさなかった場合、契約者は当社による補償を受けることができません。
- 第28条（免責）に定める場合を含め、次の各号に該当する場合、契約者には本条に定める補償を受ける権利および当社に対するその他一切の損害賠償請求権は生じないものとします。

- ES サービスが利用できない状態であることが契約者または第三者の作為または不作為の結果として引き起こされた場合
- ES サービスが利用できない状態であることが当社以外の者によるサービスの利用や第三者の設備機器に起因する場合等、第26条（禁止事項）その他本規約に抵触する事由または当社の妥当な管理の及ばない要因によって引き起こされた場合
- ES サービスが利用できる状態であることが生じた月をもって契約者がESサービスの利用を終了する場合やサービス利用に係る料金の全部または一部を期日が到来してより生じた対象サービスの停止した場合等、当社に定める補償額を翌月のサービス利用料金に充当することができない場合

4. 契約者は、本条に定めるサービスレベルを維持できなかった場合における補償を受ける権利と、第31条（損害賠償）に定める損害賠償請求を行う権利は並立しないことをあらかじめ確認し、当社に対して同時に行使用することはできないことに同意します。

第31条（損害賠償）

- 第27条（サービスレベルに関する保証）に定める事項以外の事由により、本契約に関連して、当社が故意または過失により契約者に損害を与えたときは、当社は直接かつ現実が生じた損害に限り賠償する責任を負うものとします。
- 事由の如何を問わず、当社が契約者に対して負う損害賠償額の上限は、対象サービスに関し損害が発生した日から起算して1年間の期間に利用者から当社に実際に支払われたサービス料金とします。
- 当社は、以下の各号に定める損害について一切賠償の責を負わないものとします。
 - 契約者が本契約上負っている自らの義務の履行を怠ったために生じた損害
 - 第三者から契約者に対してなされた損害賠償請求に基づく損害

第32条（期限の利益の喪失）

契約者または当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、相手方からの何らの通知催告なしに、本契約に基づく一切の債務について、期限の利益を失い、一括して弁済するものとします。

- 所有物件または権利につき、差押、仮差押、仮処分、競売の申立または租税公課の滞納督促もしくは滞納による保全差押を受けたとき（ただし、第三債務者として差押または仮差押を受けた場合を除きます）
- 支払停止があったとき、または破産、民事再生、会社更生、またはこれに類する手続開始の申立があったとき
- 手形交換所から不渡報告を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき
- 監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき
- 営業の廃止、重要な営業の譲渡、会社分割または会社の解散を決議したとき
- 契約者または利用者が自らまたは第三者を利用して当社に対して詐術、暴力的行為、当社の法的責任を超えた不当要求、または脅迫的言動を用いたとき
- 第19条（その他の解約事由）の定めにご該当したとき
- 契約者または利用者が本契約の定めにご違反したとき
- 契約者の所在を当社が確認できなくなったとき
- 契約者がサービス料金の支払いを遅延したとき
- ⑩その他財産状況が著しく悪化する等により、本契約の履行が困難であると認められる状況に陥ったとき

第8章 その他

第33条（書面主義）

契約者と当社間においてなされる、本契約にかかる承認、合意、通知等、一切の意思表示は本契約に明示されているか否かにかかわらず、必ず書面（または所定の電磁的処理を施した電磁的記録）によるものとします。

第34条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

契約者および利用者は、所定の手続きによる当社からの同意を得ない限り、本契約上の地位を第三者に譲渡しまたは承継させてはならないものとします。また、本契約から生ずる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保の用に供してはならないものとします。

第35条（合意管轄）

- 本契約に関する紛争について訴訟の必要が生じた場合には、訴訟に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。
- 契約者および利用者は、対象サービスに関連し、当社を相手として訴訟を提起する場合は、その訴訟の原因が生じてから1年以内に開始されなければならないことに合意し、その期間が経過した後は、訴訟を提起することができないものとします。

（以下余白）

別記 「ES いし物件Oneウェブサイト」利用に係る追加条件

第3条（推奨環境・指定条件の遵守）第4項関連

項目	条件
ホスティングサービスに係る事項	<p>1. 設定に係る条件 当社が設定作業等を行う場合、契約者はあらかじめ次の各号に定める内容に同意するものとします。</p> <p>①ドメインの登録申請を受け付ける組織または機関、およびその指定事業者（以下総称して「レジストラ等」といいます）への書類提出等のため、当該レジストラ等の確認・作業等の状況によっては、必ずしもドメイン取得期間等が契約者の希望内容に沿わない場合が生じることに、契約者はあらかじめ同意するものとします。</p> <p>②ドメインの取得申請前あるいは取得申請中（レジストラ等の確認作業期間を含みます）に、第三者が契約者の希望内容にてドメインを取得する可能性があり、その場合契約者の希望内容に沿わない場合が生じることに、契約者はあらかじめ同意するものとします。</p> <p>③一部のドメイン取得作業においては、レジストラ等が当社へのお申込みとは別に必要書類（登記簿謄本等）を契約者に要請する場合があります。契約者はあらかじめ同意するものとします。</p> <p>④対象サービスの運営上、当社が運用する各種サーバー等にアクセスしようとする者に対してアカウント情報の入力を求めることによりアクセス権限の有無を確認するシステムを用いる場合、当社は適正なアカウント情報と一致する文字列を入力した者に対して適正なアクセス権限が与えられているものとみなすとともに、当該入力の結果に関しては一切責任を負わないものとします。</p> <p>2. 料金の支払いに係る条件 本規約第3章「料金の支払い」に定める各条項のほか、以下の定めが適用されるものとします。</p> <p>①対象サービスのうち、当社以外の第三者が提供する各サービス（「新規ドメイン取得サービス」「既存ドメイン移管サービス」その他のサービス）が利用される場合、ドメインの取得等サービスが利用できる状態になったか否かにかかわらず、当社は初期設定料金分（取得申請分料金）の契約者への返金は行わないものとします。</p> <p>②ドメイン取得完了後、対象サービスに関する契約の更新時期および利用料金の請求とは別に、当該ドメイン等の契約に関する更新時期が到来した場合には当該更新料金が発生することに、契約者はあらかじめ同意するものとします。</p> <p>③レジストラ等の料金設定の変更により、当社サービスの利用料金が変動する場合があることに、契約者はあらかじめ同意するものとします。</p> <p>④対象サービスに係る利用料金において、更新料および管理料等サービス自体の料金以外の項目を含む場合、当社是对象サービスの申込みに係る申込書にその旨明記するものとし、契約者は対象サービスの申込みにおいてあらかじめ了承するものとします。</p> <p>3. 解約に係る条件 本規約第4章「解約」に定める各条項のほか、以下の定めが適用されるものとします。</p> <p>①対象サービスの全部または一部が解約された場合において、当社はドメイン等に関して第三者が提供するサービスにつき責任を負わないものとし、これらのサービスが適切に提供されないことにより契約者が被る損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>②対象サービスの全部または一部を解約した場合において、契約者が対象サービスに関連して利用していたサービスを継続して利用できるよう、契約者の依頼により当社が作業を実施する場合（ドメインの再移管等）、当該作業に関する料金は契約者が別途負担するものとします。</p> <p>4. 免責に係る追加条件 本規約第28条（免責）第1項各号に掲げる内容のほか、当社は、当社がサービス提供上やむを得ない理由により契約者への設定情報を変更すること（IPアドレス、DNSサーバーのドメイン名およびIPアドレス等の変更その他の作業）により契約者が被る損害等について、責任を負わないものとします。</p>

（以下余白）

別表 サービス別超過料金の算定方法

第14条（サービス料金の支払い）第4項関連

サービス名	超過料金の計測方法	超過料金の算定方法
ES いし物件Oneウェブサイト	当社は、各月の1日から末日までに契約者が対象サービスを利用して運営するウェブサイトに対して発生したPVを計測します。この場合、クローラー（検索エンジンで利用するデータを収集するための自動収集型プログラム）の作動により発生したPVは除外します。計測されたPV数が契約PV数（上限PV数）を超過した場合、その差を「超過PV数」とします。	超過PV数1PVに対して、当社所定「システム利用料金表」に定められた超過PV単価（消費税別途加算）を乗じた金額を、超過料金とします。
ES-B2B call	当社は、契約者が対象サービスを利用するため設定した電話番号における、各月の1日から末日までの発信・着信時間を計測します。また、契約者が「FAX送信オプション」を利用する場合、上記に加えて同じく各月の1日から末日までのFAX送信回数および発信時間を計測します。	①計測された発信・着信時間に対して、当社所定「システム利用料金表」に定められたそれぞれの単価（1分当たりの料金、消費税別途加算）を乗じた額を、超過料金とします。 ②①に加えて「FAX送信オプション」を契約者が利用する場合、FAX送信回数および発信時間に対して、当社所定「システム利用料金表」に定められたそれぞれの単価（1回/1分当たりの料金、消費税別途加算）を乗じた額を、①とは別に超過料金とします。

（以下余白）